平成25年(健)第1002号

平成26年5月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下 「法」という。)による傷病手当金(以下、 単に「傷病手当金」という。)の支給を求 めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、うつ病・アルコール依存症 (以下、併せて「既決傷病」という。)の 療養のため、平成○年○月○日から平成 ○年○月○日までの期間(以下「既決受 給期間」という。)について、労務不能 であったとして傷病手当金を受給してい る。
- 2 請求人は、適応障害(以下「本件請求 傷病」という。)の療養のため、平成〇 年〇月〇日から同月〇日までの期間(以 下「本件請求期間A」という。)及び同 年〇月〇日から同月〇日までの期間(以 下「本件請求期間B」といい、「本件請 求期間A」と併せて、「本件請求期間」 という。)について、同年〇月〇日(受付)、 全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支 部長という。)に対し、いずれも労務不 能であったとして傷病手当金の支給を請 求した。
- 3 支部長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、本件請求期間A及びBについて、いずれも、法定給付期間(1年6か月)を超えた請求であるためという理由により傷病手当金を支給しない旨の2個の処分(以下、併せて「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、標記 の社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 第3 当審査会の判断

- 1 傷病手当金の支給について、法第99 条第1項は、被保険者が療養のため労務 に服することができないときは、その労 務に服することができないときは、その労 務に服することができないときなった日から 起算して3日を経過した日から労務に服 することができない期間、傷病手当金を 支給する。と規定し、法定支給期間にいて法第99条第2項は、同一の疾病又 は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して 1年6月を超えないものとする。と定めている。
- 2 本件の場合、前記第2の3記載の理由によってなされた原処分に対し、請求人は、前回は、アルコール依存症によるアルコール大量摂取からくるうつ状態であり、今回は、アルコール依存症に関しては、定期的に通院し予防薬を処方されている為継続して断酒中であり、今回の病の適応障害とは、違う傷病であり、平成〇年〇月に復職する際、主治医からうつ状態は寛解していると診断されているなどと主張しているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間における本件問請求傷病は、既決受給期間における既決傷病と連続する同一傷病と認められるかどうかである。
- 3 同一傷病かどうかについて判断する。 請求人にかかる各健康保険傷病手当金 支給請求書のa病院(以下「a病院」と いう。)·A医師(以下「A医師」という。) 作成の平成○年○月○日付「療養担当者 が意見を記入するところ」欄によれば、 本件請求期間Aについては、傷病名には 本件請求傷病が掲げられた上で、療養の 給付開始年月日(初診日)は、平成○年 ○月○日、労務不能と認めた期間には本 件請求期間Aが、診療実日数は4日、そ の期間における主たる症状および経過、 治療内容、検査結果、療養指導等は、平 成○年○月頃より、職場での人間関係な どの悪化より、不眠、抑うつ、希死念慮 などが出現し、同年○月○日からの自宅 静養が必要と考えるとされ、当該期間中 について労務不能と認められた医学的な

所見は、現時点での早急な就労により、 症状の悪化が懸念されるとされ、本件請 求期間Bについては、傷病名には本件請 求傷病が掲げられた上で、療養給付開始 年月日(初診日)は平成○年○月○日、 診療実日数は2日、労務不能と認めた期 間は本件請求期間B、当該期間における 主たる症状および経過、治療内容、検査 結果、療養指導等は、本件請求期間Aと 同一の記載がなされ、さらに、平成○年 ○月○日より外来通院しながら自宅静養 しているとされている。また、a病院作 成の請求人に係る診療報酬明細書 (医科 入院外)(平成○年○月分から平成○年 ○月分までのもの)によれば、請求人は、 平成○年○月○日を診療開始日とするア ルコール依存症、不眠症、平成〇年〇月 ○日を診療開始日とする統合失調症、同 年○月○日を診療開始日とするうつ病の ために、既決受給期間終了月から本件請 求期間開始月までの期間も、毎月欠かさ ずa病院を受診しており、その間、アル コール依存症に対する抗酒薬(ノックビ ン原末)、うつ病、統合失調症に対する 抗精神病薬(リスパダール、ジェイゾロ フト、ヒルナミン)、不眠症に対する睡 眠薬 (ベンザリン、アモバン) が継続し て処方されていることが認められる。

以上のように、請求人は、既決受給 期間終了後から本件請求期間開始までの 間、既決傷病の治療のために、継続して a 病院を受診しており、既決傷病のアル コール依存症、うつ病及び統合失調症に 対する薬物療法を継続して受けていた。 そうして、それら薬物療法の内容を経時 的にみても、薬物の種類、投与量などの 変更はされていないことから、既決傷病 は、既決受給期間終了後も本件請求期間 開始までの間、一度も寛解ないしは治癒 することなく継続していたと認められ、 本件請求期間Aも、それらの治療内容は そのまま継続されており、請求人に係る 診療報酬明細書からは本件請求傷病名を 見い出すことはできず、また、本件請求 傷病に係る新たな検査、診断、治療等が 実施された事実を見い出すことはできない。

以上のような請求人の臨床経過から判断すると、本件請求期間において療養のため労務不能の原因となっている本件請求傷病は、既決受給期間から連続する既決傷病と同一傷病であると認めるのが相当である。

なお、医学的な治癒に至っていない場 合でも、医療を行う必要がなくなって社 会復帰している状態がある程度の期間継 続しているときには、これを、いわゆる 「社会的治癒」として、治癒と同様に扱 うこととし、その後症状が顕著になった 再発病時点を新たに初診日として取り扱 うことができるとされているところ、本 件においてこれをみると、請求人は、既 決受給期間終了後も、既決傷病のために 継続して定期的に通院し、予防的薬物療 法の範疇を超える薬物療法等の治療を受 けていたのであるから、既決受給期間終 了後から本件請求期間開始日までのおよ そ1年2か月間、仮に安定した就労等が なされていたとしても、当該1年2か月 間を、いわゆる「社会的治癒」に相当す る期間と認めることはできない。

なお、請求人は、審査請求時にA医師 作成の平成○年○月○日付診断書(以下 「審査請求時提出診断書」という。)を提 出し、本件請求傷病と既決傷病の連続性 はない旨主張している。審査請求時提出 診断書によれば、請求人は、平成○年○ 月〇日より通院しているが、以前の診断 名のうつ病は、平成○年○月の復職時に、 一旦軽快したが、当院に通院していた理 由は、アルコール依存症(平成○年○月 より現在まで断酒を継続している) に対 し、再飲酒防止のための診療を行う必要 があったからであり、今回の適応障害は、 以前の病状との連続性はないと臨床上考 えられるとしている。しかしながら、請 求人が、平成○年○月の復職時に一旦症 状が軽快したとされているが、同時期以 降において、請求人のうつ病に対する治 療薬物の種類も投与量も変化はなく、そ の後も継続して受診していることが認められることから、同時期においてうつ病が一旦軽快あるいは寛解、治癒したとする根拠を見出すことはできない。また、請求人に係る診療報酬明細書から、本件請求期間において、請求人に新たに「新たな療養の必要性が生じたと認められる根拠も見出すことはできないし、診療内容もそれ以前の既決傷病に対する診療内容、薬物療法が継続して行われている。そうすると、請求人の上記主張によって、前記の判断が左右されることにはならない。

- 4 以上のように、本件請求傷病と既決傷病は同一傷病であり、既決受給期間終了後から本件請求期間開始日までの間には、いわゆる「社会的治癒」と認められる期間は存在しない。
- 5 よって、本件請求期間については、法 定支給期間(1年6か月)を超えた請求 として傷病手当金を支給しないとする原 処分は相当であって、取り消すことはで きず、本件再審査請求は理由がないの で、これを棄却することとし、主文のと おり裁決する。